

体験入学のご案内

海外にお住まいの日本国籍のある学齢児童生徒又は日本につながりのある学齢児童生徒が、本市に一時滞在するに当たり、日本の学校生活を体験したい場合に、滞在先の通学区域の小・中学校等との条件が合えば体験入学をすることができます。

体験入学は正式な就学ではありません。このため、条件や状況等によりお断りする場合があります。

1 目的

日本国籍のある学齢児童生徒又は日本につながりのある学齢児童生徒が家庭事情等により海外に在住しているが、将来的に日本で生活する可能性があり、海外との文化の違いに触れ、日本の教育を体験することで、日本での生活に順応しやすい環境を整えることを目的とする。

2 対象者

本市に一時滞在中であり、海外の学校に就学している日本国籍又は日本につながりのある学齢児童生徒。

※日本国籍を有し、海外の学校へ就学しない学齢児童生徒は正式に学校に籍を置く「編入学」の手続きが必要になります。

※日本に在住し、就学義務免除を受けている児童生徒は、体験入学の目的から外れるため、体験入学での受入れはできません。

3 体験入学期間

受入先の学校と保護者が協議の上、校長が許可した期間（原則年1回、最長2週間程度）。

4 受入先の学校及び学年

一時滞在先の通学区域の学校で年齢相当の学年での受入れとなります。

5 教科書について

無償給与の対象外となります。保護者をご用意ください。

なお、公益財団法人海外子女教育振興財団にて、海外在住者に向けた教科書の無償配布を行っていますが、本市で採用している教科書とは異なる場合があります。

6 学用品・給食費・教材費等について

体験入学に必要な学用品や教材は事前に必要となるものを学校に確認し、保護者をご用意ください。給食費・教材費等については全額保護者負担となります。

児童生徒にアレルギー等がある場合には給食をお断りすることがあります。その場合には弁当を持参してください。

7 体験入学中の事故、怪我、緊急時の対応について

災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）は対象外です。体験入学中に起きた事故、怪我については全て保護者の責任となり、学校では責任を負いかねますのでご承知おきください。

緊急時の対応は保護者の責任で行っていただきます。学校からの連絡に対応することが難しい場合、体験入学をお断りすることがあります。

8 通学方法について

通学については保護者の責任で安全を確保していただきます。安全確保のため、保護者の送迎が必須です。

9 手続き方法

上記の内容を全てご理解いただいた上で、通学区域の学校へ直接ご連絡ください。

（日本時間の午前8時30分から午後5時までの間にご連絡ください。※土日祝日を除く。）

10 その他

- ・体験入学は正式な就学ではないため成績評価を行うことはできません。
- ・校外学習、行事等への参加は学校から認められた場合のみ参加することができます。
- ・日本語指導講師の派遣等の日本語のサポートは対象外です。
- ・授業（英語、外国語活動等を除く）は日本語で行われます。日本語でのコミュニケーションが困難である場合、体験入学をお断りすることがあります。
- ・上記以外の事項については、各学校で定められたルールに従ってください。